

グリーン志向の消費行動に関するワーキングチーム 運営要領（案）

令和6年11月XX日

グリーン志向の消費行動に関するワーキングチーム決定

1. 座長は、議長としてグリーン志向の消費行動に関するワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）の議事を整理する。
2. 座長は、座長代理を指名することができる。座長代理は、座長を補佐し、座長不在等のときは、座長の職務を代理する。
3. 座長は、必要に応じ、適当と認める者を参考人として招致することができる。
4. ワーキングチームは、原則として公開し、オンラインでの一般傍聴を可能とするためライブ配信を行う。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。
5. ワーキングチームにおける配布資料は、原則として、ワーキングチーム終了後に速やかに公表する。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により配布資料の全部又は一部を非公表とすることができる。
6. ワーキングチーム終了後、速やかに議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、特段の理由があると座長が認めた場合は、座長の判断により議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。議事録の全部を非公表とする場合にあっては、議事概要を公表する。
7. この要領に定めるもののほか、ワーキングチームに関し必要な事項は、座長がワーキングチームに諮って定める。